

政策形成過程における弁護士役割を考える会（民間法制局）
設立趣意書

司法制度改革は、わが国の司法のあり方を、利用者の視点に立って抜本的に見直す試みでした。これによってわが国は、明確なルールと自己責任原則に貫かれた事後チェック・救済型社会への第一歩を踏み出したものといえるでしょう。私たちは、司法制度改革に込められたメッセージに共感するとともに、今後とも、いっそう利用者の立場に立った司法制度改革を進めて行かなくてはならないと考えています。そして、法の精神、法の支配が、あまねく国家、社会に浸透し、国民の日常生活に息づくことを目指すために、司法制度改革が実現しつつある今こそ弁護士は、その活動の範囲を固有の司法に限定するのではなく、社会全体と関わりを持ち、あらゆる場面で質の高い法律サービスを提供することができるプロフェッションに変わっていくべきであると考えています。

これまでわが国の弁護士は、基本的人権を擁護し社会正義を実現するため、裁判官や検察官を相手とする法廷活動や実定法の解釈に力を注いできましたが、司法の枠組みを構成する法律そのものを改正しようとするのは「立法論」であるとして、ほとんど関わってきませんでした。司法制度改革において始めて立法論と向き合ったとっていいかも知れません。ましてや、国や地方、あるいは政党、各種団体等の政策形成にかかわり、その政策を実現するために必要な立法活動を担うことはありませんでした。法律の制定や改正作業の大半は、法曹資格を有する弁護士ではなく、霞ヶ関の官僚組織が行ってきたのです。

しかし、今国民が求めている政治や行政の仕組みを根底から改革し新しい政策を実現するために必要な立法作業を、固有の行動原理に従う官僚組織に委ねていたのでは、いつまでも国民のための改革を実現することはできません。

そこで私たちは、改革を求めるすべての政党、政治家、首長の活動を支えるインフラとして、民間において立法作業を担うことのできる資質・能力を持った組織を設立することが必要であり、そこに弁護士の新たな役割があると考えてに至りました。

今、これに賛同する弁護士が集まり、ここに「政策形成過程における弁護士の役割を考える会（民間法制局）」を立ち上げることにいたしました。

私たちは、21世紀臨調を初めとする改革を志すすべての人と手を携えて、政策実現のために必要な立法作業を支援し、さらに、改革を志すすべての人のための法律シンクタンクたらんと決意しています。

何も無いところからの出発で前途多難ですが、よろしくご指導ご鞭撻をお願いいたします。

平成18年1月13日

賛同者	代表	弁護士	尾崎	純理
	副代表	弁護士	宮川	勝之
	副代表	弁護士	篠塚	力
	事務局長	弁護士	村本	道夫
			以下、	メンバー表の通り

政策形成過程における弁護士の役割を考える会（民間法制局）

メンバーリスト 〈2006/2/27 現在〉

【代表】

尾崎 純理 紀尾井町法律事務所

【副代表】

宮川 勝之 東京丸の内法律事務所
篠塚 力 篠塚・野田法律事務所

【事務局長】

村本 道夫 マトリックス国際法律事務所

【メンバー】（氏名五十音順）

石井 邦尚 リーバマン法律事務所（法曹養成対策室）

椛嶋 裕之 村・椛嶋法律事務所

四宮 啓 早稲田大学リーガルクリニック

清水 豊 東京丸の内法律事務所

鈴木 善和 島田鈴木法律税務事務所

谷 真人 日比谷見附法律事務所

千葉 克彦 東京丸の内法律事務所

早野 貴文 セントラル法律事務所

道 あゆみ 渋谷パブリック法律事務所

三宅 弘 原後綜合法律事務所

深山 雅也 錦織・深山法律事務所